
障害児者への支援

聴覚障害者のコミュニケーション障害・情報障害に起因する「いじめ」「差別」「虐待」に関するエピソード分析の着手における検討

日本社会事業大学社会事業研究所 共同研究員
院後期 2007 年卒 杉 本 泰 平

【研究背景】

聴覚障害者が被る「いじめ」「差別」「虐待」には、聴覚障害者のコミュニケーション障害・情報障害についての理解や配慮がないために起きることが多い。また理解や配慮があったとしても、「いじめ」「差別」「虐待」が起こることがある。この時の聴覚障害者は、コミュニケーション障害・情報障害のために、自分自身が人権侵害されていることや人間としての尊厳を脅かされていることを知ることが難しい。もし彼らが運良くこれらの状況に気づくことができたとしても、コミュニケーション障害・情報障害があるために、自分自身を守るために声をあげることが難しい。また周囲の人は意図せずに、聴覚障害者の人権を侵害したり、尊厳を脅かしてしまうことがある。結果として、聴覚障害者は自分の力で人権を守ることや、人間としての尊厳を保持することの困難に直面する。

聴覚障害者の周囲の人による善意の情報提供やコミュニケーション支援が、聴覚障害者に対して不利益を及ぼしてしまうこともある。日常生活の中で耳の聞こえる人たちと共に人間関係を作り、社会を構築していく過程で、不利益を被ることがある。この状況に直面した聴覚障害者は、その場における人間関係を壊したくないために、自分が不利益を被ったとしても、それを相手の好意として受け止めてしまう。一方で重大な権利侵害だと激しく認識し、地域の聴覚障害者団体に持ちかけ、権利主張の運動を展開することもまれにある。こ

うして生じた軋轢の修復は容易ではない。例としては、障害者を対象としたマルチ商法、詐欺、ねずみ講、親の過保護、自宅軟禁、障害年金の搾取、低賃金労働や過剰労働、大学などの進学拒否、結婚、離婚、育児・子育て、嫁・姑の争い、中絶、親族間の争い（親の介護問題や遺産相続等）等がある。

これらの例において、聴覚障害者本人が「いじめられた」「差別された」「虐待を受けた」「人権を侵害された」「尊厳を脅かされた」という経験を、自分の言葉や身振りをを用いて的確に表現することは彼らにとっては大変なことである。彼らの多くはこれまでの経験やトラウマ、生育歴、教育歴の影響等から、自分の思いや考えを他人に伝えるということが余り得意ではない。更にコミュニケーション障害・情報障害のために、自分の置かれている今現在の状況を他人に訴えることをしてきていない。かろうじて言葉などの形で本人から何らかのシグナルを発することができたとしても、それが何を伝えようとしているのか、なかなか伝わらなかつたりする。

現在、聴覚障害児・者教育の進展によって、聴覚障害者が日本語にふれる機会は増えてきている。そのおかげで聴覚障害者の多くは、社会でどのようなことが起きているのかをメディア等を通して知ることができるようになってきた。またろう者の言葉である「手話」についても、社会的には肯定的な姿勢になってきており、人前で堂々と手話を使うことができるようになってきている。もちろん、聴覚障害者の社会参加の拡大に伴い、社会の様々な場面において、手話通訳派遣制度の活用やその受け入れも徐々に浸透してきている。このように社会の聴覚障害者や手話に対する偏見が薄まってきている現状においても、コミュニケーション障害・情報障害からくる「いじめ」「差

別「虐待」の実態はなかなか無くならない。手話通訳派遣制度の更なる拡充や、政見放送・テレビニュースの情報保障の普及を政策的に推し進めようとしている機運があるにも関わらず、である。

この社会情勢や風潮の中で、あえて勇気を持って自分の思いや今まで受けてきた扱い等について、他人に話すことができるようになった聴覚障害者もいる。こうして現れた聴覚障害者自身による語りは極めて重要で、価値があるものと考えている。なぜなら本人の想いや人生がそこに詰まっているものだからである。このことの意味や価値を十分に吟味しつつ、そこで起きている、または起きた状況を丁寧に追跡して、資料に残していく。こうして整理された資料は、聴覚障害者の権利擁護や、聴覚障害者の人間としての尊厳、そして彼ら自身の人生や生活をよりよいものにしていくための支援に役立つと考える。またこれらの取り組みは専門職としての支援や権利擁護を目的とした支援の範疇に留まらないものである。以上のことから聴覚障害者が被っているコミュニケーション障害・情報障害に起因する「いじめ」「差別」「虐待」の状況を克明に記し、これらの発生過程、そして発生要因とこれらの相互の関連を明らかにし、これらの事態への対策を講じることは、聴覚障害者と聞こえる人が共に生きていくことのできる共生社会を実現していく上での相互理解に寄与すると考える。

【研究課題】

本研究の課題は4つある

1. 聴覚障害者のコミュニケーション障害・情報障害に起因する「いじめ」「差別」「虐待」の状況を明らかにし、資料として残すこと。
2. 聴覚障害者のコミュニケーション障害・情報障害に起因する「いじめ」「差別」「虐待」の発生過程や、発生要因とこれらの相互の関連を明らかにすること。
3. 聴覚障害者のコミュニケーション障害・情報障害に起因する「いじめ」「差別」「虐待」への対策を考察すること。

4. 聴覚障害者のコミュニケーション障害・情報障害に起因する「いじめ」「差別」「虐待」に対して練られた対策が、聴覚障害者、支援者、彼らの関係者、そして社会に如何に寄与できるかを考察すること。

【研究目的】

本研究の目的は2つある。

1. これまで詳細に認識されてこなかった、聴覚障害者の「コミュニケーション障害」「情報障害」に起因する「いじめ」「差別」「虐待」に関するエピソードを探索的に収集し、後世に保存・開示するための資料として加工すること。
2. 後世に保存・開示するための資料として加工された聴覚障害者の「コミュニケーション障害」「情報障害」に起因する「いじめ」「差別」「虐待」に関する資料を詳細に分析し、「いじめ」「差別」「虐待」の発生過程や、発生要因とこれらの相互の関連を明らかにすることによって、「いじめ」「差別」「虐待」を受けている聴覚障害者への支援や権利擁護、そして聴覚障害者との共生社会の構築に如何に寄与していくかを考察すること。

【研究方法】

本研究の方法は後述の順序、内容で進めていく。

1. 本研究の意義・有効性の検討と、それらの確認及び設定を行う。本研究の意義・有効性をより確かなものにしていくためには、聴覚障害者の「コミュニケーション障害」「情報障害」に起因する「いじめ」「差別」「虐待」のエピソードを収集・記録すること、そして収集・記録した「いじめ」「差別」「虐待」の発生過程や、発生要因とこれらの相互の関連を可視化させていくこと、更にそれらの対策をとることの意義を、多くの人々と共有していく必要がある。これを行うことによって「エピソードを収集し、検討して欲しい」「本研究の成果を世に出

- し、早急に対策をとりたい」という聴覚障害者本人や支援者・関係者等の現場の要請やニーズの確認に繋がると考える。
2. 本研究で用いる主要語句である「コミュニケーション障害」「情報障害」「いじめ」「差別」「虐待」に関する定義・概念・類型を整理する。聴覚障害者への「いじめ」「差別」「虐待」に関するエピソードに対し、「コミュニケーション障害」「情報障害」「いじめ」「差別」「虐待」の概念・定義・類型の適用に関する検討を行う。
 3. 本研究の視点・視座を設定する。本研究を推し進めるためにエピソードを収集し、そしてそれらを分析していく上での視点・視座に成り得る、倫理的規範を検討する。「いじめ」「差別」「虐待」に対し、研究者はこれらを如何に扱い、分析していくのかという、研究者自身が持つべき倫理・規範にはどのようなものが適しているかを検討する。「いじめられた」「いじめがあった」「差別を受けた」「差別があった」ということは、主観的部分が大きく関係するので、本研究においては意識分析を行うのではない限り、統計的な分析を行うことは余り効果的ではないと考える。また本研究の研究対象が加害者、被害者ともに関係しているため、客観性のある程度担保した上で分析するという性質のものと考えることが難しい。従ってエピソードを集め、分析していくときの視点は、主観的なものにならざるを得ない。それ故、「いじめ」「差別」「虐待」に関するエピソードを分析していく過程では、研究者自身が高い倫理的規範を持った上で、本研究を推し進めていくことを基本としなければならないと考える。
 4. 本研究の完成イメージを検討する。現時点の有力なイメージは、フィールドワーク＋ケーススタディの二本の柱からなる研究の形である。この形にすると、聴覚障害者本人にとって読みやすいものになるであろうし、一般の人が読むことができ、ひいては社会への啓蒙につながると考える。更にケーススタディもなされれば、支援者、専門職等に役立つ資料となり、支援技術・方法の向上に寄与すると考える。
 5. 本研究の研究枠組を設定する。本研究を進めていくためには、本研究の視点・視座に成り得る倫理的規範を基礎におき、そして収集したエピソードとその分析結果を可視化・体系化できるように、本研究における聴覚障害者のコミュニケーション・情報障害に起因する「いじめ」「差別」「虐待」に関する概念・定義・類型を見出し、「いじめ」「差別」「虐待」への対策を立てることのできる研究枠組みを設定する。
 6. エピソードの収集・記述方法の検討を行う。起きている、または起きた状況を丁寧に記録していくフィールドワーク的方法による記述方法を採用。この方法ならば、より多くの人が読むことが出来ると考える。
 7. エピソードを収集する。①文献資料等で、聴覚障害者のコミュニケーション障害・情報障害に起因する「いじめ」「差別」「虐待」に関するエピソードを探索的に収集する。②ビデオ、DVDなどの映像媒体から探す。③著名な聴覚障害者の運動家、講師などの講演録から探す。④聴覚障害者や支援者・関係者にインタビューを行う。
 8. 収集したエピソードを後世に保存・開示出来るような資料として加工する。
 9. エピソードの分析方法を検討する。エピソードの分析方法にはケーススタディを考えている。ケーススタディの方法を採用することによって、「いじめ」「差別」「虐待」を受けた聴覚障害者への支援や権利擁護を考察する。
 10. 各論に対する考察及び総合考察を行う。本研究の枠組みや倫理的規範に沿って、聴覚障害者のコミュニケーション障害情報障害に起因する「いじめ」「差別」「虐待」に関

するエピソードを資料として記述整理し、可視化したことの考察を行う。次にそれらの資料の分析結果が支援技術・方法の向上及び権利擁護に如何に寄与するかを考察する。そしてここまですされてきた分析結果及び考察結果が、聴覚障害者との共生社会の構築及び社会への啓蒙に如何に寄与するかを考察する。最後に各論の考察を、総合的にまとめるための総合考察を行う。

11. 本研究における成果・有効性・限界、そして今後の課題を提示する。
12. 本研究の結論を提示する。

介護保険と重複する補装具の判定状況について

— 川崎市障害者更生相談所判定実績より —

川崎市障害者更生相談所 石原朝美

はじめに

介護保険と重複する補装具の判定状況はどのようなになっているのだろうか。

本報告では、川崎市¹障害者更生相談所判定実績より、介護保険と重複する補装具の判定状況について報告する。自治体間で補装具費判定の事務取り扱いに違いがあり、数字としての他都市との比較は现阶段では難しいため、今回は川崎市のみの判定状況について述べたい。

現在、障害をもった方の支援に関わっている方、これから現場で仕事をするようになる学生さん、等の参考になれば幸いである。

1. 補装具費支給判定の法制度

補装具費支給判定の前提となる法制度の規定について確認する。

(1) 補装具とは

補装具とは、「補装具費支給事務取扱指針」(厚労省H22)にて、“補装具は身体障害者及び身体障害児の失われた身体機能を補完又は代替する用具であり、身体障害者の職業その他日常生活の能率の向上を図ることを目的として、また、身体障害児については、将来、社会人として自立自活するための素地を育成・助長することを目的として使用されるものであり…”とされている。

(2) 介護保険と重複する補装具の取り扱い

介護保険と重複する補装具の取り扱いについては、「補装具費支給事務取扱指針」(厚労省H22)にて、“…介護保険による福祉用具の貸与が優先

1 川崎市は人口1,430,433人(H23.6)(65歳以上人口16.4%(H21))の政令指定都市